

令和 8 年 度 岡 山 市 立 放 課 後 児 童 ク ラ ブ 利 用 ガ イ ド

【この利用ガイドは岡山市立放課後児童クラブ専用です。】

★このガイドには、入所申請から利用開始後までの重要な事項を記載しています。
必ずお読みいただくとともに、令和8年度中は大切に保管してください。

【一次募集】令和8年4月からの入所について

（申請期間）	令和7年10月20日（月）～令和7年11月19日（水）	必着
（対象クラブ）	各市立クラブ	
（対象者）	入所を希望する児童クラブの小学校に在学（入学予定）の方	
（利用区分）	通年利用 ※期間限定利用を希望の方は申請できません （利用区分の説明はP4参照）	

【二次募集】令和8年4月からの入所について

（申請期間）	令和8年2月2日（月）～令和8年2月20日（金）	必着
（対象クラブ）	一次募集の入所決定後に定員に空きがある市立クラブ	
（対象者）	入所を希望する児童クラブの小学校に在学（入学予定）の方、または入所を希望する児童クラブの小学校以外に在学（入学予定）の方	
（利用区分）	通年利用、または期間限定利用	

【随時募集】年度途中からの入所について

（申請期間）	利用希望月の前々月の10日（※）～末日	必着
（対象クラブ）	定員に空きがある市立クラブ（空き状況は市ホームページで毎月更新）	
（対象者）	入所を希望する児童クラブの小学校に在学（入学予定）の方、または入所を希望する児童クラブの小学校以外に在学（入学予定）の方	
（利用区分）	通年利用、または期間限定利用 ※申請開始日は月により異なる場合があります。各月の申請開始日はP11を参照してください。	



岡山市
OKAYAMA CITY

【目次】

1 放課後児童クラブの概要

(1) 放課後児童クラブとは	1
(2) 対象児童(入所要件)	1
(3) 対象クラブ(岡山市立放課後児童クラブ一覧)	2
(4) 利用区分	4
(5) 利用期間	4
(6) 開所日・開所時間	4
(7) 定員・受け入れ	5
(8) 昼食・おやつ	5
(9) 保護者負担金	6
(10) その他	7
令和8年度申請分からの変更点	8

2 利用手続き

(1) 手続きの流れ	9
(2) 申請書の提出	10
(3) 申請事項の変更	15
(4) 退所及び利用状況等の確認	15
(5) 入所許可の取消し	15

3 利用料の減免

(1) 減免の内容	16
(2) 減免申請手続き	17

岡山市立放課後児童クラブ入所点数表

○基準点	18
○加算点	19
○基準点及び加算点の合計点数が同じになった場合の優先順位表	19

提出書類記入例

【記入例】 令和8年度岡山市立放課後児童クラブ入所申請書	20
【記入例】 児童調査書	22
【記入例】 就労証明書	24
【記入例】 岡山市立放課後児童クラブ入所事由証明書	26
【記入例】 岡山市立放課後児童クラブ疾病負傷証明書	28
【記入例】 申立書	29
【記入例】 令和8年度岡山市立放課後児童クラブ延長利用申請書	30
よくあるお問い合わせ	31
令和8年度の放課後児童クラブ(運営委員会・保育所等)	33
令和8年度の放課後児童クラブ(届出済民間事業者)	34

Ⅰ 放課後児童クラブの概要

(1) 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブ（以下、「児童クラブ」という。）は、保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図るところです。

※保護者とは…「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。」（児童福祉法第6条）

(2) 対象児童（入所要件）

次のいずれかに該当する児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの。

- 岡山市に住所を有する児童で、小学校に在学しているもの。
- 岡山市外に住所を有する児童で、岡山市が設置する小学校に在学しているもの（ただし、入所できるのはその児童が在学する小学校の児童クラブに限ります）。

※児童クラブでは医療行為はできません。そのため、医療行為を必要とする児童は入所できない場合があります。

なお、「労働等により」とは、保護者が次の①～⑧のいずれかに該当する場合です。

事由	条件	入所期間
①就 労	月 48 時間以上労働することを常態として いる場合	必要と認められる期間 (ただし最長で入所した年度の末まで)
②妊 娠・出 産	出産予定日の前 6 週(多胎の場合前 14 週)から産後 8 週の期間を含む月単位の 期間にある場合 ※産後 8 週の期間を終えた後に引き続き育児休業を取得した場合、通年利用は年 度末まで、期間限定利用は当初申請した利用期間の末日まで利用可能とする。	出産予定日の前 6 週(多胎の場合 前 14 週)から産後 8 週の期間 を含む月単位の期間
③疾 病 等	病気やけが、または心身に障害がある場合	①と同じ
④介 護 等	親族等を常時介護または看護している場 合	①と同じ
⑤災 害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に あたっている場合	①と同じ
⑥就 学 等	就学や職業訓練のため、児童の養育がで きない場合	卒業予定日または終了予定日が 属する月の末日までの期間
⑦社会的養護	社会的養護の必要がある場合	①と同じ
⑧そ の 他	求職活動(起業準備を含む)を継続的に 行っている場合	①と同じ
	育児休業復帰予定月の前 1 か月以内であ る場合	①と同じ
	採用(起業、就学)予定月の前 1 か月以内 である場合	①と同じ

(3) 対象クラブ(岡山市立放課後児童クラブ一覧)

※各区内 50 音順

区	クラブ名	呼称	クラス数 (予定)	定員 (人)	所在地	電話番号
北 区	足守小学校児童クラブ	あしっ子クラブ	1	40	北区足守789番地	086-295-2630
	◆石井小学校児童クラブ	石井すこやかクラブ	3	110	北区寿町2番地8	086-236-9210
	大野小学校児童クラブ	おおの児童クラブ	2	120	北区大安寺南町二丁目8番36号	086-238-0771
	加茂小学校児童クラブ	かもっちクラブ	1	45	北区津寺517番地	086-239-7076
	●吉備小学校児童クラブ	吉備おひさまクラブ	8	347	北区庭瀬256番地	086-292-0339
	蛸明小学校児童クラブ	ほたるクラブ	1	40	北区大井360番地	086-236-7650
	岡南小学校児童クラブ	青空クラブ	2	111	北区岡南町二丁目4番5号	086-233-5869
	●庄内小学校児童クラブ	庄内ひかりクラブ	4	180	北区三手336番地2	086-287-8806
	清輝小学校児童クラブ	杉の子クラブ	1	50	北区新道1番地	086-232-1809
	竹枝小学校児童クラブ	竹枝たけの子クラブ	1	27	北区建部町吉田1504番地	086-289-0930
	中山小学校児童クラブ	ももっこクラブ	4	173	北区一宮702番地	086-284-0178
	野谷小学校児童クラブ	のだにっこクラブ	1	35	北区栢谷259番地1	086-294-5521
	●平津小学校児童クラブ	ひらつつこ児童クラブ	2	107	北区檜津738番地1	086-230-7220
	福渡小学校児童クラブ	福笑にじいろクラブ	1	39	北区建部町川口1302番地	086-722-3230
	牧石小学校児童クラブ	牧石さくら児童クラブ	2	60	北区祇園866番地	086-230-5734
	馬屋上小学校児童クラブ	まやかみやまびこクラブ	1	38	北区富吉2944番地2	086-236-8550
	御津小学校児童クラブ	みつっこ児童クラブ	1	41	北区御津宇垣1212番地	086-897-4721
	御南小学校児童クラブ	みなんこクラブ	5	194	北区今保243番地3	086-250-3175
	御野小学校児童クラブ	わかたけクラブ	4	188	北区中井町一丁目6番34号	086-232-5120
	桃丘小学校児童クラブ	風の子クラブ	1	40	北区芳賀5111番地22	086-284-7633
中 区	横井小学校児童クラブ	五月クラブ	6	241	北区横井上178番地1	086-238-0260
	鯉山小学校児童クラブ	りざんきらきらクラブ	1	51	北区吉備津1444番地	086-287-2199
	陵南小学校児童クラブ	りょうなんクラブ	5	190	北区東花尻241番地1	086-230-7225
	旭操小学校児童クラブ	あけぼのクラブ	3	126	中区倉富 160 番地	086-276-3780
	●旭東小学校児童クラブ	さくらクラブ	1	50	中区門田屋敷本町 1 番 17 号	086-273-9855
	●旭竜小学校児童クラブ	くすのきクラブ	2	80	中区八幡 8 番地 1	086-201-2565
	財田小学校児童クラブ	財田児童クラブ	3	108	中区長岡 58 番地 2	086-279-5759
	三勲小学校児童クラブ	三さんクラブ	4	150	中区徳吉町一丁目 1 番 21 号	086-201-0771
	操南小学校児童クラブ	たいようクラブ	3	140	中区藤崎 45 番地	086-230-5141
	操明小学校児童クラブ	操明つくしクラブ	3	145	中区藤崎 721 番地 3	086-206-1791
	高島小学校児童クラブ	どんぐりクラブ	8	344	中区国府市場 131 番地	086-206-3116
	竜之口小学校児童クラブ	竜之口クラブ	4	174	中区四御神 266 番地	086-279-1260
	富山小学校児童クラブ	なかよしクラブ	5	190	中区福泊 233 番地	086-276-0552
	平井小学校児童クラブ	ボンボンクラブ	4	130	中区平井四丁目 19 番 52 号	086-276-3010

区	クラブ名	呼称	クラス数 (予定)	定員 (人)	所在地	電話番号
東 区	浮田小学校児童クラブ	浮田児童クラブ	2	74	東区沼 1725 番地	086-206-5535
	雄神小学校児童クラブ	おがみっこクラブ	1	30	東区富崎 218 番地	086-230-2417
	開成小学校児童クラブ	開成いなほクラブ	1	69	東区金田 1524 番地	086-948-2727
	可知小学校児童クラブ	ひばりクラブ	2	90	東区可知一丁目 83 番地 2	086-238-5513
	芥子山小学校児童クラブ	みつばちクラブ	4	191	東区西大寺松崎 97 番地	086-230-5143
	●江西小学校児童クラブ	江西なでしこクラブ	7	300	東区瀬戸町江尻 1399 番地 2	080-9956-8713
	●古都小学校児童クラブ	古都グレープクラブ	3	101	東区古都宿 453 番地 1	086-279-1987
	西大寺小学校児童クラブ	ひまわりクラブ	3	150	東区西大寺上一丁目 19 番 21 号	086-230-1285
	西大寺南小学校児童クラブ	けやきっ子クラブ	2	75	東区金岡西町 435 番地 1	086-942-9219
	山南学園児童クラブ	さんなんっ子クラブ	2	135	東区北幸田 509 番地 1	086-206-4820
	城東台小学校児童クラブ	城東台レインボークラブ	1	45	東区城東台西三丁目 6 番 3 号	086-278-8899
	千種小学校児童クラブ	千種児童クラブ	2	56	東区瀬戸町鍛冶屋 391 番地	086-201-5001
	豊小学校児童クラブ	いちごクラブ	3	108	東区西大寺川口 130 番地 2	086-943-8033
	平島小学校児童クラブ	ひらじまっ子クラブ	2	73	東区東平島 1293 番地	086-206-2622
	政田小学校児童クラブ	政田ポブラくらぶ	2	64	東区政津 850 番地	086-948-3308
	御休小学校児童クラブ	みやす児童クラブ	1	40	東区西祖 179 番地	080-8248-3713
南 区	浦安小学校児童クラブ	しらさぎクラブ	3	141	南区浦安本町 95 番地	086-236-6621
	甲浦小学校児童クラブ	くじらクラブ	1	65	南区飽浦 250 番地	086-267-3345
	興除小学校児童クラブ	フレンドリー興除クラブ	2	80	南区中畦 593 番地	086-298-1007
	妹尾小学校児童クラブ	妹尾はるべっ子クラブ	2	90	南区妹尾 1353 番地	086-239-8541
	曾根小学校児童クラブ	曾根っ子クラブ	2	52	南区曾根 139 番地 2	086-236-6112
	第一藤田小学校児童クラブ	いちふじみのりクラブ	2	60	南区藤田 349 番地	086-236-6560
	第三藤田小学校児童クラブ	三藤でんでんクラブ	2	54	南区藤田 1757 番地	086-236-8680
	第二藤田小学校児童クラブ	まつぼっくりクラブ	2	82	南区藤田 595 番地	086-296-5694
	灘崎小学校児童クラブ	虹色くれよんクラブ	2	72	南区片岡 1030 番地 1	086-363-1280
	七区小学校児童クラブ	あいかぜクラブ	1	42	南区北七区 61 番地 3	086-362-5201
	東崎小学校児童クラブ	東崎たんぽぽクラブ	3	160	南区東畦 656 番地 2	086-282-2314
	彦崎小学校児童クラブ	彦崎あおぞらクラブ	2	90	南区彦崎 2688 番地	086-362-7121
	福島小学校児童クラブ	あしの子クラブ	1	55	南区立川町 3 番地 37	086-263-1661
	福浜小学校児童クラブ	小鳩クラブ	5	150	南区福富東一丁目 1 番 1 号	086-236-8773
	芳明小学校児童クラブ	芳明児童クラブ	4	144	南区万倍 1 番地	086-246-1656
	●箕島小学校児童クラブ	みしまこどもクラブ	3	116	南区箕島 2384 番地	086-236-6002
	●芳田小学校児童クラブ	芳田児童クラブ	2	111	南区泉田 408 番地	086-230-7656

◆石井小学校児童クラブ(石井すこやかクラブ)は、同小学校の入学制度上、他の児童クラブと新一年生(特色ある教育(英語に親しむ小学校))の申請時期が異なります。詳しくはP10をご覧ください。

●吉備・庄内・平津・旭東・旭竜・江西・古都・箕島・芳田小学校クラブの定員は、令和7年8月時点の情報であり、変更になる場合があります。

※市立以外(運営委員会・保育所等・届出済民間)の児童クラブについては、P33～P35をご覧ください。

(4) 利用区分

①通年利用

年間を通しての毎月利用のこと。

※通年利用で入所した場合は、長期休業期間中も利用可能（申請は不要）です。

②期間限定利用

春休み（4月）・夏休み（7・8月）・冬休み（12・1月）・春休み（3月）の長期休業期間のみの利用のこと。

（夏休みの利用だけなど、一部の長期休業期間のみ申請することも可能です）。

＜入所後（または入所保留中）に①と②の利用区分を変更する場合＞

クラブを退所（または入所申請を取下げ）した後に、再度申請し入所許可を受ける必要があります。ただし、申請可能かどうかはその時のクラブの空き状況によります。

また、申請しても必ず入所できるとは限りませんので、ご注意ください。

(5) 利用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※新一年生及び期間限定利用（春休み（4月）の利用）も、4月1日からの利用期間となります。

※利用にあたっては、年度ごとに入所申請が必要です。

(6) 開所日・開所時間

①開所日

月曜日～金曜日及び土曜日。ただし、祝日、休日、12月29日～翌年1月3日は除く。

※土曜日は少なくとも月に2回程度の開所となりますが、詳細は各児童クラブにお問い合わせください。

※その他（災害の場合等）、臨時に開所または閉所することがあります。

②開所時間

※短縮授業その他の事情により、開所時刻または閉所時刻を変更する場合があります。

区分	平日	土曜日
通常期間 （1・2・3学期中）	午後1時～午後6時 （延長利用は、午後7時まで）	午前8時～午後6時 （延長利用なし）
長期休業期間 （春・夏・冬休み）	午前8時～午後6時 （延長利用は、午後7時まで）	

③延長利用

- 延長利用は午後6時から午後7時までです。午後7時以降の利用はできませんので、午後7時までに必ず迎えにきてください。
- 延長利用の区分には、A. クラブの利用期間を通して利用する場合と、B. 急な事情等により突発的に利用する場合（スポット利用）があります。
- 区分 A は、利用期間の途中で開始または中止することも可能です。

区分	利用方法
A. 利用期間を通しての利用	<u>事前の申請が必要です。</u> ※入所申請書類と一緒に「延長利用申請書」を提出してください。 （随時の利用申請も可） ※利用期間の途中で開始または中止する場合は、その時点で「延長利用申請書」または「延長利用中止届」をクラブに提出してください。 <u>恒常的（月に4回以上）に利用される場合は、A を選択してください。</u>
B. 急な事情等による突発的な利用（スポット利用）	<u>事前の申請は必要ありません。</u> ※延長利用が判明した時点で、「延長（スポット）利用申請書」をクラブに提出してください。

(7) 定員・受け入れ

クラブごとに定員を定めており、原則、定員の範囲内で児童を受け入れます。

<通年利用の場合>

申請が定員を超える場合については、利用における安全面等を十分考慮し受入数を判断します。

<期間限定利用の場合>

通年利用の受け入れが決定した後、定員に空きがあるクラブについて受け入れます。

(8) 昼食・おやつ

①昼食

長期休業期間（夏休み等）、土曜日及び短縮授業日等により、学校給食がない日は、各自で昼食（弁当等）を持参してください。

②おやつ

児童クラブでは、児童の栄養面や活力面の観点から、おやつの提供を行います。

なお、食物アレルギーがあって、クラブが提供するおやつが食べられない児童については、各自でおやつの持参をお願いします（この場合、おやつ代は徴収しません）。

※食物アレルギー以外にも医師からの指示等により、おやつに制限がある場合は、児童クラブへ相談してください。その場合、医師の診断書等を提出してください。

(9) 保護者負担金

保護者負担金は、利用料、延長利用料（スポット利用料含む）及びおやつ代の合計金額です（下表の金額は、児童 1 人あたりの額です）。

- 利用料及び延長利用料には減免制度があります（おやつ代には減免制度はありません）。詳しくは P16 をご覧ください。
- 延長利用料は、延長利用（スポット利用を含む）を申請する場合のみ必要です。
- 自己都合等による欠席については、原則利用料が発生します。延長利用を申請している場合も同様です。
- おやつ代は、通年利用のひと月のうちにまたは期間限定利用の対象期間中におやつ
の提供が 1 日もなかった場合は徴収しません。

①通年利用の場合

保護者負担金区分	月額
㊦利用料	7,500円
①延長利用料	2,500円
	スポット利用 1回700円（上限2,500円）
㊧おやつ代	2,000円
合計	㊦①㊧の合計額

※月の途中で入所・退所した場合も 1 か月分の保護者負担金をご負担いただきます
（日割り計算は行いません）。

※長期休業期間中も上記の金額です。

②期間限定利用の場合

保護者負担金 区分	春休み (4月)	夏休み (7・8月)	冬休み (12・1月)	春休み (3月)	<参考> 全期間
㊦利用料	2,500円	12,500円	2,500円	2,500円	20,000円
①延長 利用料	600円	3,200円	600円	600円	5,000円
	スポット利用 1回600円 (上限600円)	スポット利用 1回700円 (上限3,200円)	スポット利用 1回600円 (上限600円)	スポット利用 1回600円 (上限600円)	スポット利用 ※それぞれの期 間の利用による。
㊧おやつ代	500円	2,500円	500円	500円	4,000円
合計	各利用期間ごとに㊦①㊧の合計額				

※期間の途中で入所・退所した場合も上記期間分の保護者負担金をご負担いただきます
（日割り計算は行いません）。

③保護者負担金(利用料・おやつ代)の納入方法

- 納入方法は口座振替ですので、入所決定後、(公財)岡山市ふれあい公社ホームページから振替する口座の登録をしてください。
- 兄弟姉妹が入所する場合も、個々で口座登録が必要です。
- 口座振替日は、利用月の翌月の指定日(原則27日。土日祝日の場合は翌平日)です。
(例) 令和8年4月分は令和8年5月27日に振替。
なお、夏休み(7・8月)は9月、冬休み(12・1月)は1月に振替します。
- 口座振替に関するお問い合わせは、(公財)岡山市ふれあい公社子ども支援課
(TEL:086-274-5161)までお願いします。
- 保護者負担金は、納付期限までに必ず納付してください。なお、保護者負担金を滞納した場合は、法的手段をとることがあります。

※令和7年度までに利用があり、その利用料等に滞納がある場合は、申請前に岡山市地域子育て支援課(TEL:086-803-1589)にご連絡ください。

(10) その他

①一斉降所・送迎

一斉降所時間(児童が自力で児童クラブから帰る時間)や保護者による送迎、その取り扱い等の詳細については、各児童クラブへお問い合わせください。

②服薬

投薬は、児童クラブの職員が行うことはできません。服薬が必要な場合は、児童が自分で服薬することになります。適切な服薬支援のため、必ず保護者の方から、薬の用途や服薬時間などについて、児童クラブの職員へお伝えください。

③学級閉鎖等の場合

学級閉鎖(学校閉鎖)となったクラスの児童は、疾病等の感染拡大を防止するため、閉鎖期間中(閉鎖期間の前登校日が短縮授業となった場合はその日を含む)は児童クラブを利用できません。そのため、急な下校により、児童が困らないよう、あらかじめご家庭で対応を決めておいてください。

また、感染症にかかり出席停止となった児童が治癒後、児童クラブを利用する際は、学校に提出する「証明書(報告書)」の写しを提出してください。提出できない場合は、医師から登校可能である旨の指示を受けたことを保護者から文書(任意の様式)で児童クラブへ提出してください。

④災害発生時等緊急時の対応

台風等の災害発生時（その他の事故等により下校が必要な場合も含む）、またはこれらのおそれがある場合、開所時刻や閉所時刻を変更または臨時閉所することがあります。

その場合、予定より早く保護者の方にお迎えをお願いすることがあります。

警報等で、学校下校時刻が午後1時以降になる場合は登所できます。午後1時より前の場合は、クラブは閉所となり利用できません。

※ルールが守られない等クラブの運営に支障をきたす場合、退所していただく場合があります。

令和8年度申請分からの変更点

継続して申請される方は以下の点にご注意ください。

【利用料の兄弟姉妹減免に関する申請の簡素化について】

○同じ世帯の兄弟姉妹が市立クラブに入所する場合の減免申請について、入所申請書に追加記載することで、減免申請書の提出を不要としました。詳しくは、P21を参照してください。

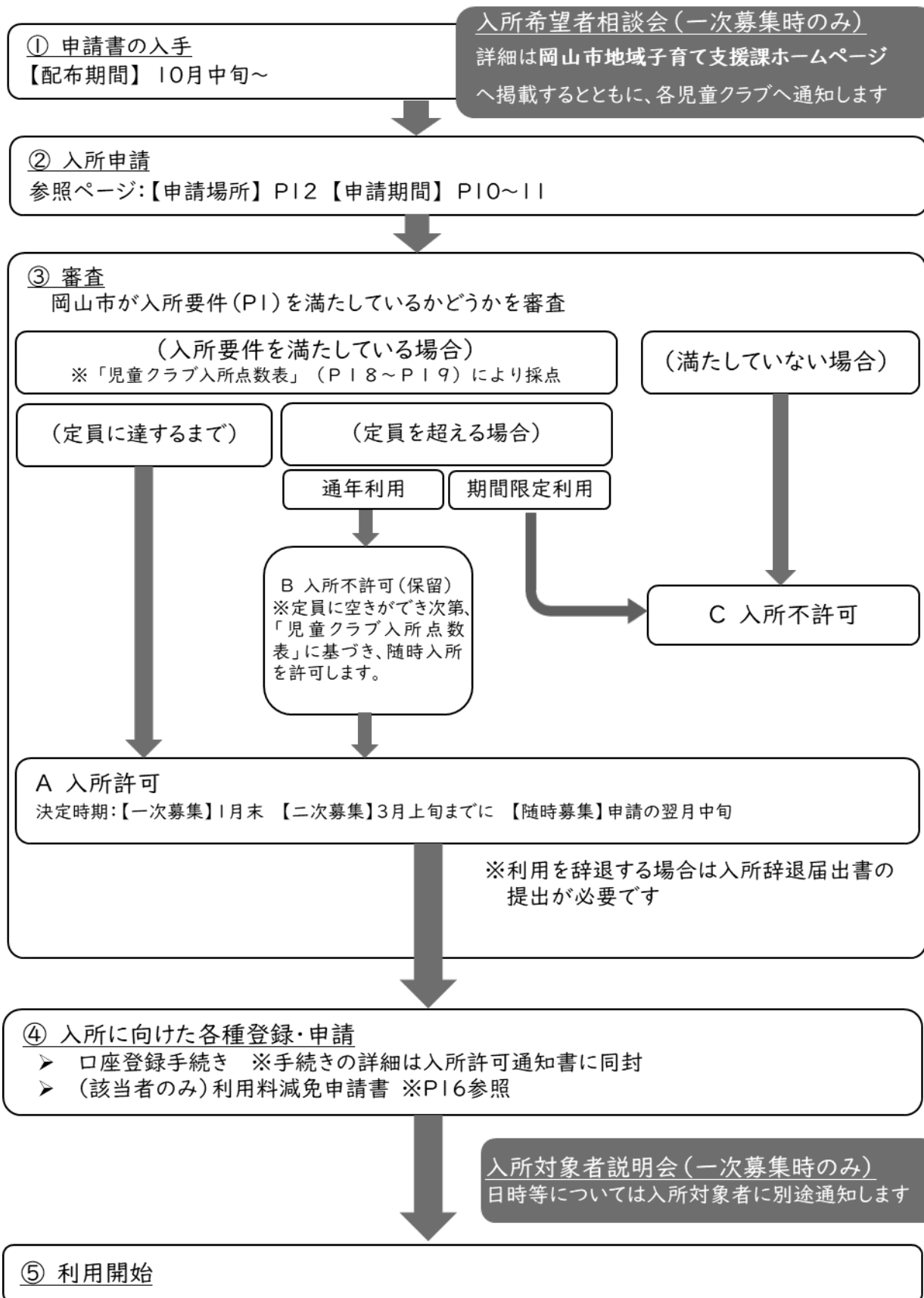
【入所不許可（保留）になった場合】

○入所が保留となった方へ入所希望を継続されるか、3か月ごとに調査を行います。

調査へご回答いただけない場合、継続の意思がないとみなされる場合がありますので、必ずご回答ください。

2 利用手続き

(1) 手続きの流れ



※申請手続きは、一次、二次、随時募集のいずれも、基本的には同様の流れとなります。
※A、B、Cいずれの場合も郵送にて通知します。

(2) 申請書の提出

「岡山市立放課後児童クラブ入所申請書」に必要事項を記入の上、添付書類と一緒に申請期間内に申請場所(P12)へ提出してください。

ただし、同一児童が複数の利用区分や市立クラブを同時に申請することはできません。

①申請期間

【通年利用】

＜令和8年4月からの入所を希望する場合＞

一次募集 令和7年10月20日(月)～11月19日(水) ※必着

※入所を希望する児童クラブの小学校以外に在学(入学予定)の場合は、二次募集で申請を受け付けます。

※石井小学校に「特色ある教育(英語に親しむ小学校)」で入学予定の新一年生は二次募集で申請を受け付けます。

二次募集 令和8年2月2日(月)～2月20日(金) ※必着

※一次募集の入所決定後に、定員に空きがあるクラブが対象です。

＜年度途中からの入所を希望する場合＞

随時募集 利用希望月の前々月の10日～末日 ※必着

※定員に空きがあるクラブが対象です。

【期間限定利用】

＜令和7年度中に令和8年度分の申請を希望する場合＞

二次募集 令和8年2月2日(月)～2月20日(金) ※必着

※一次募集の入所決定後に、定員に空きがあるクラブが対象です。

＜年度途中からの入所を希望する場合＞

随時募集 利用を希望する期間の前々月の10日～末日 ※必着

※定員に空きがあるクラブが対象です。

※随時募集の申請開始日は、月により異なる場合があります。各月の申請開始日はP11を参照してください。
※申請期間の末日が、土曜(土曜開所日を含む)、日曜、祝日、休日、年末年始(12月29日から1月3日まで)の場合は前開所日までの受付となります。

【育児休業復帰を予定している場合】

令和8年4月～5月に復帰予定・・・一次募集で申請を受け付けます。

令和8年6月～令和9年3月に復帰予定・・・二次募集または随時募集で申請を受け付けます。

(空きがある場合)

※二次募集で申請した場合、利用できるのは復帰予定月の前月からです。

※随時募集で申請する場合、申請ができるのは利用開始月の前々月(復帰予定月の3か月前)からです。

例) 復帰予定月が9月の場合・・・利用開始可能月 8月 ⇒ 申請できる月 6月

各児童クラブの空き状況は、岡山市地域子育て支援課ホームページに掲載し、毎月10日頃に更新します。

※一次募集の入所決定後の空き状況は、令和8年2月2日に更新予定です。

<利用期間及び申請期間>

通年利用		期間限定利用	
利用 開始月	申請期間	利用期間	申請期間
4月	<u>(一次募集)</u> 令和7年10月20日～令和7年11月19日 ※入所を希望する児童クラブの小学校以外に在学(入学予定)の場合は二次募集で申請を受け付けます。 ※石井小学校に「特色ある教育(英語に親しむ小学校)」で入学予定の新一年生は二次募集で申請を受け付けます。	春休み(4月) 夏休み(7月、8月) 冬休み(12月、1月) 春休み(3月)	<u>(二次募集)※定員に空きがある場合</u> 令和8年2月2日～令和8年2月20日 ※利用する期間は問いません。 夏休みのみ利用する場合等も申請可能です。
5月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和8年3月13日～令和8年3月31日		
6月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和8年4月10日～令和8年4月30日		
7月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和8年5月13日～令和8年5月29日		
8月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和8年6月10日～令和8年6月30日	夏休み (7月、8月)	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和8年5月13日～令和8年5月29日 ※冬休み(12月、1月)、春休み(3月)も併せて 申請可能です。
9月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和8年7月10日～令和8年7月31日	<u>夏休みの募集期間です。</u> ※通年利用の6月10日～6月30日の 申請期間で申請した場合、利用開始 は8月1日からです。	
10月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和8年8月12日～令和8年8月31日		
11月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和8年9月10日～令和8年9月30日		
12月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和8年10月13日～令和8年10月30日		
1月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和8年11月12日～令和8年11月30日		
2月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和8年12月10日～令和8年12月25日	冬休み (12月、1月)	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和8年10月13日～令和8年10月30日 ※春休み(3月)も併せて申請可能です。
3月	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和9年1月14日～令和9年1月29日	春休み(3月)	(随時募集)※定員に空きがある場合 令和9年1月14日～令和9年1月29日

②申請場所

一次募集・二次募集・随時募集

郵 送

・岡山市立放課後児童クラブ入所申請受付窓口

〒700-0901

岡山市北区本町6番36号 第一セントラルビル4階 株式会社キャリアプランニング内
※必ず、封筒の表に朱書で「児童クラブ申請書在中」とご記入ください。

(令和8年度 申請事務受託事業者 株式会社キャリアプランニング)

電子申請

電子申請により、自宅から入所申請や変更届などの手続きを行うことができます。
手続きの方法は、P14をご参照ください。

持 参

アクセス情報等の詳細は、以下の二次元コードからご確認ください。

・各児童クラブ

※P2(3)対象クラブ(岡山市立放課後児童クラブ一覧)を参照

◆クラブの開所時間内にご持参ください。

・公益財団法人岡山市ふれあい公社 子ども支援課

岡山ふれあいセンター1階(岡山市中区桑野715番地2)

◆月～金(祝日、休日を除く)午前8時30分～午後5時15分



・岡山市役所地域子育て支援課

岡山市役所本庁舎9階(岡山市北区大供1丁目1番1号)

◆月～金(祝日、休日を除く)午前8時30分～午後5時15分



・各区役所 総務・地域振興課

◆月～金(祝日、休日を除く)午前8時30分～午後5時15分



※岡山市役所本庁舎および北区役所は令和8年度中に新庁舎へ移転予定です。

移転時期や移転後の場所など、詳細については岡山市ホームページでご確認ください。

③提出書類 ※必ず必要書類をすべて添付してご提出ください

申請書等は、必ず黒のボールペンでご記入ください。鉛筆やシャープペンシル、消せるボールペンで記入された書類は受け付けできません。

- | | |
|----|----------------------------------|
| 必須 | 1 岡山市立放課後児童クラブ入所申請書 ※児童1人につき1枚必要 |
| 必須 | 2 児童調査書 |
| 必須 | 3 添付書類(A、B) ※P13、14を参照 |
| 任意 | 4 岡山市立放課後児童クラブ延長利用申請書 ※希望者のみ |
| 必須 | 5 入所申請確認票 |

必要書類に不備がある場合、申請を受理できないことがあります。

A 入所を希望する理由を証明する書類(保護者の方それぞれについて必要)

※証明書類欄に複数の書類がある場合は、記載しているすべての書類を提出する必要があります。(「または」と記載があるもののみ、いずれかで可)

事由		証明書類
① 就労	被雇用者 株式会社等の役員	・就労証明書
	自営業 農業	・就労証明書 ・納品書、領収書、帳簿等の自営の確認ができる書類2点
	内職	・内職状況申告書
② 妊娠・出産		・入所事由証明書【2出産・病気・障害・介護(看護)の人】 ※就労先で産前産後休暇を取得する場合は就労証明書 ・親子手帳(母子健康手帳)の保護者と分娩予定日の確認ができるページの写し
③ 疾病等	疾病・負傷	・入所事由証明書【2出産・病気・障害・介護(看護)の人】 ・疾病負傷証明書
	障害	・入所事由証明書【2出産・病気・障害・介護(看護)の人】 ・障害者手帳等の写し
④ 介護または看護		・入所事由証明書【2出産・病気・障害・介護(看護)の人】 ・民生委員の確認書または介護や看護が必要な状況の確認ができるもの (介護保険証、障害者手帳、医師の診断書等)の写し
⑤ 災害		・り災証明書または被災証明書等の写し
⑥ 就学等		・入所事由証明書【1就学、就学予定の人】 ・在学証明書 ・時間割または学生証等の写し
⑦ 社会的養護		・公的機関の文書等
⑧ その他	採用予定	・就労証明書 (就労証明書の提出が困難な場合は申立書及び内定通知書の写し)
	起業予定	・就労証明書 ・事業用に購入した物品、機材等の領収書または店舗予定地の賃貸借契約書の写し等の起業予定が確認できる書類2点
	就学予定	・入所事由証明書【1就学、就学予定の人】 ・合格通知及び時間割等の写し
	育児休業復帰予定	・就労証明書
	求職中	・申立書 ・求職状況のわかる書類(ハローワーク受付票の写し等)
	不存在	・保護者が不存在であることがわかる書類1点 戸籍全部事項証明書、児童扶養手当証書、児童扶養手当支給停止通知書、 遺族年金受給者証、ひとり親家庭等医療費受給資格証、事件係属証明書、 住民票等のいずれかの写し ・申立書

※入所日時点での入所事由を証明する書類が必要です。

※自営の確認ができる書類については、宛名もしくは発行元に会社名の記載が必要です。また、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

B その他の状況に応じ提出するもの ※該当者のみ

事由	証明書類
ひとり親世帯 (事実婚、離婚協議中の方は該当しません。)	・戸籍全部事項証明書(3か月以内のものに限る) ・児童扶養手当証書 ・児童扶養手当支給停止通知書 ・遺族年金受給者証 ・ひとり親家庭等医療費受給資格証 ・事件係属証明書(離婚調停中のみ)等
児童が障害を有する場合	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・通所受給者証 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証 ・医師の診断書 ・医師の意見書 ※<u>検査結果のみの書類は不可</u>
申請児童の保護者の同性パートナーが申請を行う場合	・パートナーシップ宣誓書受領証等

※兄弟姉妹等で同一日に申請する場合は、添付書類は児童1人分で構いません。

(AとBの証明書類が重複する添付資料は1部で構いません。)

※証明書類の写しはすべて **A4サイズ**としてください。

※証明書類は、特段の記載がなければ、概ね6か月以内に証明されたものとし、有効期限があるものは期限内のものとし、ただし、証明書類が更新手続き中の場合は、更新前の直近のものを提出し、更新後に再度提出してください。

※申請期間内に必要な書類が提出されないときは、入所要件を満たさないものと判断する場合があります。申請期間内に書類が間に合わない場合は、岡山市地域子育て支援課へ相談してください。

※入所の許可・不許可に関わらず、提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

※必要に応じ上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

④電子申請

電子申請により、自宅から児童クラブ入所申請や変更届などの手続きを行うことができます。

就労証明書等の添付書類は、PDF形式、xlsx形式、JPEG形式のデータで添付してください。

詳しくは、岡山市地域子育て支援課ホームページをご確認ください。



⑤申請の取り下げ・利用の辞退

次の場合は、「岡山市立放課後児童クラブ入所申請取下・利用辞退・退所届出書」を各児童クラブまたは岡山市ふれあい公社へ速やかに提出してください。様式は、岡山市地域子育て支援課ホームページからダウンロードできます。

○入所決定前に申請を取り下げる場合

○入所決定後、利用開始前に利用を辞退する場合

(3) 申請事項の変更

申請した内容に変更が生じた場合は、下表を参考に「岡山市立放課後児童クラブ入所申請書等記載事項変更届出書」を各児童クラブまたは岡山市ふれあい公社へ速やかに提出してください。

様式は、岡山市地域子育て支援課ホームページからダウンロードできます。

なお、入所事由が変更となる場合は、変更後の入所事由を証する書類の再提出が必要です。

変更内容	変更の具体例	変更届
住所・氏名 世帯の構成	・転居した ・結婚した ・離婚した等	必要
入所事由	・採用（起業、就学）予定だったが、就労または就学を開始した ・就労していたが、産前産後休暇や育児休業を取得した ・育児休業から復職した（申請時の復帰予定日から変更があった方）	必要
勤務先	・転職した ・雇用期間が更新された	必要
	・部署や支店が異動になった ・派遣先が変更になった ・雇用形態が変更になった ・会社の住所や社名が変わった等	不要
勤務時間・日数	・勤務時間が増加した ・勤務日が変更になった等	不要 ※1

※1 入所保留の方は、基準点が変わる可能性がありますので提出が必要です。

(4) 退所及び利用状況等の確認

- 利用期間の途中で児童クラブを利用する必要がなくなった場合は、「岡山市立放課後児童クラブ入所申請取下・利用辞退・退所届出書」を退所日の7日前まで（退所日を含む）に各児童クラブまたは岡山市ふれあい公社へ提出してください。様式は、岡山市地域子育て支援課ホームページからダウンロードできます。
- 長期間欠席された場合（継続して1か月以上の欠席）には、児童クラブの利用を継続されるかどうか確認させていただき、状況によっては退所していただくことがあります。なお、入院等で長期間欠席される場合は、岡山市地域子育て支援課へご相談ください。
- 入所要件を満たさなくなった場合は、利用を継続することはできません。

(5) 入所許可の取消し

- 入所申請の内容に虚偽や不正等があった場合には、許可を取り消すことがあります。
なお、この場合でも、利用した月の保護者負担金はご負担いただきます。

3 利用料の減免

世帯の収入状況や兄弟姉妹が同時に入所する場合に、保護者負担金の月額利用料、延長利用料（スポット利用を含む）、期間限定利用料、期間限定延長利用料（スポット利用を含む）について減免制度を設けています。なお、おやつ代は減免できません。

※減免の適用には申請が必要です。

(1) 減免の内容

① 通年利用（毎月利用）の場合

対象世帯	減免割合	月額利用料	延長利用料	スポット延長 利用料
生活保護受給世帯	全額免除	0円	0円	0円
児童扶養手当受給世帯	1/3 減額	5,000円	1,600円	400円
兄弟姉妹世帯 (2人目)	1/4 減額	5,600円	1,800円	500円
兄弟姉妹世帯 (3人目以降)	1/2 減額	3,700円	1,200円	350円

※ 減免適用後の金額です。

※ 複数の減免対象に該当する場合は、申請に基づき減免割合の高い方が適用されます。

② 期間限定利用の場合

対象世帯	減免割合	春休み (4月)	夏休み (7・8月)	冬休み (12・1月)	春休み (3月)
		延長利用料	延長利用料	延長利用料	延長利用料
生活保護受給世帯	全額免除	0円	0円	0円	0円
		0円	0円	0円	0円
児童扶養手当受給世帯	1/3 減額	1,600円	8,300円	1,600円	1,600円
		400円	2,100円	400円	400円
兄弟姉妹世帯 (2人目)	1/4 減額	1,800円	9,300円	1,800円	1,800円
		400円	2,400円	400円	400円
兄弟姉妹世帯 (3人目以降)	1/2 減額	1,200円	6,200円	1,200円	1,200円
		300円	1,600円	300円	300円

※ 減免前の利用料はP6を参考にしてください。

(2) 減免申請手続き

「岡山市立放課後児童クラブ利用料減免申請書」は、入所決定後に送付しますので、次の書類と一緒に提出してください。

なお、兄弟姉妹世帯(2人目・3人目以降)については、今年度から入所申請書に減免申請を兼ねることとしたので、減免申請書を改めて提出していただく必要はありません。

【生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯】

1 岡山市立放課後児童クラブ利用料減免申請書

※1世帯につき1枚の申請書が必要

2 添付書類(以下の事由に応じた書類を添付)

減免事由	添付書類
㊦ 生活保護受給世帯	生活保護受給証明書(原本)
㊩ 児童扶養手当受給世帯	児童扶養手当証書(写)

①減免の適用

- 減免の適用または非適用は、事実発生日からとなります(前年度に遡ることはできません)。
- 減免は年度ごとに申請が必要です。
- 兄弟姉妹世帯の2人目減免は2人目の児童のみ、兄弟姉妹世帯の3人目以降の減免は3人目以降の児童のみに適用されます。
- 兄弟姉妹世帯で通年と期間限定をそれぞれ利用する場合、重複した月のみの減免が適用されます。

②申請場所

○岡山市役所地域子育て支援課(持参または郵送)

※児童クラブ、岡山市ふれあい公社では受付できません

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号(岡山市役所本庁舎9階)

岡山市岡山っ子育成局子育て支援部地域子育て支援課

◆月～金(祝日、休日を除く)午前8時30分～午後5時15分

③ 注意事項

- 対象世帯に該当していても、申請をしていない場合は適用できません。
- 対象世帯に該当しなくなった場合は、「岡山市立放課後児童クラブ利用料減免理由消滅届出書」を岡山市地域子育て支援課へ直ちに提出してください。「岡山市立放課後児童クラブ利用料減免理由消滅届出書」は岡山市地域子育て支援課ホームページからダウンロードできます。

岡山市立放課後児童クラブ入所点数表

○基準点

区分	類型	状況		点数	
① ※1 ※2	就労	被雇用者 自営業 農業	月 140 時間以上の勤務を常態としている場合	10	
			月 120 時間以上の勤務を常態としている場合	9	
			月 100 時間以上の勤務を常態としている場合	6	
			月 80 時間以上の勤務を常態としている場合	5	
			月 48 時間以上の勤務を常態としている場合	4	
		内職	月 120 時間以上の勤務を常態としている場合	5	
			月 60 時間以上の勤務を常態としている場合	3	
			月 48 時間以上の勤務を常態としている場合	2	
②	妊娠・出産	出産予定日の前 6 週(多胎の場合前 14 週)から産後 8 週の期間を含む月単位の期間にある場合(就労先で産前・産後休暇を取得する場合を含む)		8	
③	疾病 ・ 負傷 ・ 障害	疾病 負傷	1か月以上の入院、入院見込み、常時寝床の場合	10	
			居宅療養 (1 か月以上)	安静を要すると診断された場合、または日常生活に支障があり、家庭での児童の育成が困難な場合	8
				週 3 日程度の通院加療等が必要な場合	4
		障害	「身体障害者手帳 1～2 級所持」、「聴覚障害者 2～3 級所持」、「精神障害者保健福祉手帳 1 級所持」、「療育手帳 A 所持」、「介護保険の要介護度が 3～5」のいずれかに該当する場合	10	
			「身体障害者手帳 3 級所持」、「聴覚障害者 4 級所持」、「精神障害者保健福祉手帳 2 級所持」、「療育手帳 B 所持」、「介護保険の要介護度が 1～2」のいずれかに該当する場合	6	
			「身体障害者手帳 4～6 級所持」、「精神障害者保健福祉手帳 3 級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合	3	
④	介護または 看護	同居または別居の親族等を常時介護または看護している場合		区分①	
⑤	災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合		10	
⑥	就学等	就学	就学のため、児童の育成ができない場合	区分①	
		職業訓練	職業訓練のため、児童の育成ができない場合	区分①	
⑦ ※3	社会的養護	社会的養護の必要がある場合		－	
⑧ ※4	その他	求職中	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている場合	1	
		不存在	死亡、離婚(離婚調停・協議中を含む)、行方不明、拘禁等	10	
		育児休業復帰予定	育児休業復帰予定月の前 1 か月以内である場合 例) 育児休業復帰予定月が 5 月の場合⇒4,5 月が対象月	区分①	
		採用(起業、就学)予定	採用(起業、就学)予定月の前 1 か月以内である場合 例) 採用予定月が 5 月の場合⇒4,5 月が対象月	区分① －1 点	

○加算点

区分	類型	状況	点数	
			学区内※5	学区外※5
A	児童の学年	小学1年生	60	50
		小学2年生	50	40
		小学3年生	40	30
		小学4年生	30	20
		小学5年生	20	10
		小学6年生	10	—
B	ひとり親世帯	児童が母または父のみに養育されている場合	3	
C	障害	利用を希望する児童が障害を有する場合	10	
D	支援員等	保護者が、岡山市に登録のある児童クラブ※6に勤務中または勤務(復職)予定の場合	10	

※1 区分①については、法定の休憩時間を除いた所定労働時間(自営等の方も準じて除きます)により判断します。

※2 点数欄に「区分①」とある場合は、区分①の「被雇用者・自営業・農業」の時間数に応じた点数を準用します。

※3 区分⑦の社会的養護に該当する場合は、状況により優先的に入所できるよう取り扱います。入所申請の際には、公的機関の文書等が必要となりますので、岡山市地域子育て支援課へお問い合わせください。

※4 点数欄に「区分①-1点」とある場合は、区分①の「被雇用者・自営業・農業」から1点減じたものを準用します。

※5 入所を希望する児童クラブの小学校に在学(入学予定)の方は「学区内」、入所を希望する児童クラブの小学校以外に在学(入学予定)の方は「学区外」の加算点となります。

※6 岡山市に登録のある児童クラブについては、岡山市地域子育て支援課ホームページをご覧ください。

➤ 兄弟姉妹についての加算点はありません。

➤ 入所要件を満たしていない場合は不許可となります。

➤ 申請内容が基準に適合しているかを審査するために必要な書類が提出されない場合は、加点が適用できません。

【点数づけの考え方】

父、母それぞれについて、基準点の各区分のうち該当する項目(父、母それぞれ1項目ずつ)の点数を合計した点数に、加算点を合計した点数が高い方から入所が決定されます。なお、ひとり親世帯については、基準点の「不存在」の10点に加え、加算点(3点)を加味します。

○同点時基準表(基準点及び加算点の合計点数が同じになった場合の優先順位表)

順位	基準
1	学年が低い児童
2	ひとり親世帯の児童
3	障害を有する児童
4	保護者が、岡山市に登録のある児童クラブに勤務中または勤務(復職)予定の児童
※保護者負担金の滞納がないことが審査の前提となります。	
※上記で決定しない場合は岡山市で抽選を実施し決定します。	

令和8年度岡山市立放課後児童クラブ入所申請書

岡 山 市 長 様

令和

方書、アパート名、部屋番号まで記入してください。

(保護者) 〒 700 - 8544

生計中心者となる方を記入してください。
※あて名として各種通知書等を送付します。

住 所 岡山市北区大供一丁目1番1号 ○○アパート101号室

(転居予定の場合) 転居予定日：令和 8 年 3 月 1 日

〒 700 - 8544

新住所 岡山市北区大供二丁目2番2号

氏 名 岡山 太郎

転居の予定がある場合は、転居予定日と新住所を記入してください。

利用ガイドの内容を理解し、児童クラブの入所を希望しますので、次のあわせて、本申請書記載の情報を児童クラブの活動に必要な範囲内に提供することに同意します。なお、この申請書に虚偽の記載があった場合は、入所の許可を取り消されても異議はありません。

また、入所期間中に同じ世帯のきょうだいが児童クラブに入所する場合は、本申請書を利用料の減免申請書とみなすこと。

入所日時時の通学（入学）予定の小学校を記入してください。

1 児童について

フリガナ	オカヤマ モモジロウ	性別	生年月日	平成・令和 ○年○月○日
児童の氏名	岡山 桃二郎	男	小学校（学園）名	○○ 小学校（学園）
入所を希望する児童クラブ名	○○ 小学校（学園）児童クラブ			
利用希望期間 ※通年利用か期間限定利用か選択し、通年利用であれば希望開始日を記入、期間限定利用であれば希望期間を選択してください。	☒ 通年利用	令和 8 年 4 月 1 日～		
	☐ 期間限定利用 (複数選択可)	☐ 春休み（4月） ☐ 夏休み ☐ 冬休み ☐ 春休み（3月）		
延長利用(午後6時～午後7時)の同時申請	する ・ ☒ しない			

午後6時～午後7時の延長利用を希望する場合は、「する」にマルをし、別紙の岡山市立放課後児童クラブ延長利用申請書の提出をお願いします。延長スポット利用希望の方は、「しない」にマルをしてください。

2 保護者について

フリガナ	オカヤマ タロウ		入所希望事由	①
保護者氏名（父）	岡山 太郎		※下記より事由番号を1つ選んでください。	
フリガナ	オカヤマ モモコ		入所希望事由	④
保護者氏名（母）	岡山 桃子		※下記より事由番号を1つ選んでください。	
連絡先 ※日中連絡がつく順に記入ください。	1	090 - 1111 - ○○○○ ☐ 自宅 ☐ 父携帯 ☒ 母携帯 ☐ ()	2	090 - 2222 - ○○○○ ☐ 自宅 ☒ 父携帯 ☐ 母携帯 ☐ ()

入所希望事由

①就労

※「⑧

申請書類の内容等に関して問い合わせをする場合の連絡先を、優先順に記入してください。

社会的養護 ⑧その他 ()

※選択した事由に基づき優先順位付けの基準点が決定されます。利用ガイド内の入所点数表の区分、状況及び点数を参考にしてください。

3 その他の事由について

下記の①～③について該当するものを選択してください。また、そのほかの内容については該当がある場合記入してください。※は優先順位付けの加算点に反映されます。

※①児童の学年 (令和8年4月1日時点)	1年生 ・ 2年生 ・ 3年生 ・ 4年生 ・ 5年生 ・ 6年生		
※②世帯の構成	父母 ・ 父子 ・ 母子 ・ その他 () ※父母は内縁、事実婚を含む。母子・父子は離婚調停中の家庭を含む。		
※③障害の有無	障害を有する ・ 障害を有しない		
児童が障害を有する場合は、該当する添付書類にチェックをしてください。	☐ 身体障害者手帳 ☐ 自立支援医療受給者証 ☒ 療育手帳 ☐ 医師の診断書 ☐ 通所受給者証 ☐ 医師の意見書 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ その他 ()		
児童が医療行為を必要とする場合は、その内容を記載してください。	令和8年4月1日時点での学年を記入してください。		
兄弟姉妹世帯減免（2人同時利用、3人以上同時利用）を申請する場合は以下にご記入ください。			
市立クラブに入所を申請する きょうだいの状況（1人目）	氏名（フリガナ）	学年	児童クラブ名
	岡山 桃太郎	2	○○ 小学校（学園） ○○ 児童クラブ
市立クラブに入所を申請する きょうだいの状況（2人目）	氏名（フリガナ）	学年	児童クラブ名
			小学校（学園） 児童クラブ
以下に該当する場合は、添付書類にチェックをしてください。			
ひとり親世帯の場合	☐ 戸籍全部事項証明書（3か月以内のものに限る） ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 児童扶養手当支給停止通知書 ☐ 遺族年金受給者証 ☐ ひとり親家庭等医療費受給資格証 ☐ 事件係属証明書等（離婚調停中のみ）		
離婚協議中の場合	☐ 保護者が不存在とわかる書類（住民票等） ☐ 申立書		
申請児童の保護者の同性パートナーが申請を行う場合	☐ パートナーシップ宣誓書受領証等		

クラブ	岡山 小学校(学園) 児童クラブ		児 童 調 査 書				【記入例】	
本 人	フリガナ	オカヤマ モモジロウ		男	★最終の保育歴★			
	氏 名	岡山 桃二郎			★種別 (○をしてください) 保育園・幼稚園 認定こども園	★名称 (△ △) 園		
	生 年 月 日	令和・平成〇〇年 〇〇月 〇〇日生			通算保育歴 2 年			
	住 所	岡山市北区大供一丁目1番1号〇〇アパート101号			★緊急時連絡先★ ※保育時間で連絡ができる優先順に記入			
保 護 者	フリガナ	オカヤマ タロウ		続柄	①名称	岡山 桃子		
	氏 名	岡山 太郎		父	☎	090-1111-〇〇〇〇		
	生 年 月 日	平成・昭和〇〇年〇〇月〇〇日生			☎	090-2222-△△△△		
	携帯電話番号	090-2222-△△△△			③名称	岡山 一郎		
	勤務先	名 称	〇〇株式会社〇〇営業所		☎	086-△△△-××××		
		住 所	岡山市北区鹿田×-×-×		④名称			
		電話番号	086-〇〇〇-××××		☎			
	フリガナ	オカヤマ モモコ		続柄	⑤名称			
	氏 名	岡山 桃子		母	☎			
	生 年 月 日	平成・昭和〇〇年〇〇月〇〇日生			★メールアドレス★ 一斉送信に登録するアドレスに✓をしてください。			
	携帯電話番号	090-1111-〇〇〇〇			PC	①	☑ ****@***.co.jp	
	勤務先	名 称	〇〇株式会社鹿田店		携帯	①	☑ *****@***.ne.jp	
住 所		岡山市北区鹿田△-△		②				
電話番号		086-〇〇〇-△△△△		③				
そ の 他 同 居 人	氏名	続柄	年齢	勤務先・学校	備考			
	岡山 一郎	祖父	〇〇	なし				
	岡山 桃太郎	兄	〇〇	大供小学校				
★登下校★				★習いごと(クラブを利用する曜日のみ)★				
通学所要時間		30分		種類	曜日	時間帯		
通学時に気になること 等				英会話教室	水	午後5時～午後7時		
・交通量が多い道路を渡るため、交通事故が心配。						～		
						～		

令和8年4月1日時点
の内容を記入してくだ
さい。

【記入例】

児童名【 岡山 桃二郎 】						
★血液型★ いずれか☑をしてください。	☐ 不明	☒ A	☐ B	☐ O	☐ AB	Rh式 ☐ + ・ ☐ -
かかりつけ病院名(あればご記入ください)	〇〇〇クリニック					
★児童の状況について、①～⑫の質問にお答えください。(該当すると思われる回答を選択してください。)						
① 食事(自分一人で)	☒ できる	☐ できない 時がある	☐ できない	①～③で「できない(時がある)」と回答された場合、その内容を具体的にご記入ください。 適時声かけをしないと、お漏らしすることがある。		
② トイレ(自分一人で)	☐ できる	☒ できない 時がある	☐ できない			
③ 着脱衣(自分一人で)	☒ できる	☐ できない 時がある	☐ できない			
④ 日常会話のやりとり (簡単な指示の理解含む)	☒ できる	☐ できない 時がある	☐ できない	④～⑤で「できない(時がある)」と回答された場合、その内容を具体的にご記入ください。		
⑤ 集団生活、集団行動	☐ できる	☒ できない 時がある	☐ できない	全体に向けた指示だけでは理解できないことがある。		
⑥ ぜんそく	☐ ない	・	☒ ある	⑥～⑧で「ある」と回答された場合、以下についてご記入ください。 ・直近の発症年月【令和〇〇年〇〇月〇〇日】		
⑦ てんかん	☒ ない	・	☐ ある	・発症の頻度【 週1回程度 】		
⑧ 熱性けいれん	☒ ない	・	☐ ある	・対処方法【 持参している薬を吸入させる。 】		
⑨ その他慢性疾患	☒ ない	・	☐ ある	⑨～⑩で「ある」と回答された場合、詳細をご記入ください。		
⑩ 運動制限	☐ ない	・	☒ ある	激しい運動は控えるようにしなければならない。		
⑪ 身体・知的・発達の状況等について、診断や指摘を受けたことがありますか。 (受診中・受診予定含む)	☐ いいえ	・	☒ はい	⑪で「はい」と回答された場合、診断名等をご記入ください。 診断名等 自閉スペクトラム症		
⑫ 食物アレルギー	☐ ない	・	☒ ある	⑫で「ある」と回答された場合、アレルギーの詳細をご記入ください。 たまご		
※食物アレルギーが「ある」と回答された方						
エビベン®等注射器を処方されていますか。	☒ いいえ	・	☐ はい			
飲み薬等を処方されていますか	☐ いいえ	・	☒ はい			
※上記の補足または、その他、健康面や行動面、生活面等において、特別配慮が必要なことがあれば、ご記入ください。 指示がある場合は、個別に声かけをしてほしい。						
自宅から小学校までの、通学経路をご記入ください。						
転居予定などで通学経路が分からない場合は、自宅と小学校の位置関係が分かるように記入してください。 地図をご記載ください。(別紙可) ※別紙を添付する場合はA4サイズとし、「児童名」「小学校名」を忘れずにご記入の上、<u>貼り付けず</u>に提出してください。						

★クラブでは原則、医療行為はできません。緊急時は保護者の方への連絡及び救急搬送		同意書の内容を必ずご確認ください、署名してください。
同 意 書		
○児童一人ひとりが安全に児童クラブを利用して頂くにあたり、岡山市及び岡山市ふれあい公社が必要に応じて学校及び就学前施設(幼稚園等)との間で必要な情報を収集・共有したり、集団生活での児童の様子を観察したりすることに同意します。		
○「利用申請書」及び本調査票に記載した内容や収集された情報、学校及び就学前施設(幼稚園等)から提供された情報を資料として、岡山市が岡山市ふれあい公社、児童クラブと共有することに同意します。		
令和〇〇年〇〇月〇〇日	保護者氏名(署名)	岡山 太郎

就労証明書

岡山市長

宛

修正液、修正テープ、申告者以外による訂正、鉛筆及び消せるボールペンによる記入は無効です。
記入内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で消し、正しい内容をご記入ください。

取り消し線が引いてある項目は記入不要です。

下記の内容を記入し、事実であることを証明いたします。

※本証明書の提出について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ってはいけません。

本証明書は、保護者本人ではなく、保護者の就労先事業者等にて作成してもらってください。

証明日 西暦 〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

事業所名 (有)ヤクシヨ

代表者名 代表取締役 △△△△

所在地 岡山市北区××××

電話番号 *** — *** — ****

担当者名 □□ □□

記載者連絡先 *** — *** — ****

勤務先が支店(営業所)等の場合、その支店(営業所)長の証明でも有効です。
担当者名、記載者連絡先も必ず記入してもらってください。

No.	項目	内容
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☒ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ	オカヤマ モモコ
2	本人氏名	岡山 桃子
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 (無期の場合は雇用開始日のみ) 〇〇〇〇年 〇 月 〇 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 岡山株式会社大供営業所 住所 岡山市北区××××
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間(固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☐ ☐ 月間 180 時間 0 分 (うち休憩時間 1200 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 8 時 00 分 ~ 17 時 00 分 (うち休憩時間 60 分) 土曜 時 分 (うち休憩時間 分) 日曜 時 分 (うち休憩時間 分) 合計時間 時間 分 (うち休憩時間 分)
6	就労時間(変則就労の場合)	就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間等・シフト時間等 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績	※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む 年月 年 月 日 ~ 年 月 日 時間/月 記入不要
8	産前・産後休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間等・シフト時間等 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実績の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) 記入不要
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定)
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) 記入不要
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 岡山 桃太郎 (平・令 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生) 施設名(または児童クラブ名) 大供児童クラブ 児童名 岡山 桃二郎 (平・令 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生) 施設名(または児童クラブ名) 大供児童クラブ 児童名 (平・令 年 月 日生) 施設名(または児童クラブ名)

※自営業又は農業の方は、帳簿、領収書、納品書、(1か月以内)添付してください。

提出される際には、必ずクラブ名、児童名、生年月日を記入してください。ボーで2点以上(概ね6※兄弟姉妹が同時に利用申込みする場合、それぞれ記入してください。)

就労証明書

岡山市長

宛

本証明書は、保護者本人ではなく、保護者の就労先事業者等にて作成してもらってください。

修正液、修正テープ、申告者以外による訂正、鉛筆及び消せるボールペンによる記入は無効です。
記入内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で

取り消し線が引いてある項目は記入不要です。

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行

証明日 西暦 〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

事業所名 (有)ヤクシヨ

代表者名 代表取締役 △△△△

所在地 岡山市北区××××

電話番号 *** — *** — ****

担当者名 □□ □□

記載者連絡先 *** — *** — ****

勤務先が支店(営業所)等の場合、その支店(営業所)長の証明でも有効です。
担当者名、記載者連絡先も必ず記入してもらってください。

No.	項目	内容
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☒ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ	オカヤマ モモコ
2	本人氏名	岡山 桃子 生年月日 〇〇〇〇年 〇月 〇日
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間(無期の場合は雇用開始日のみ) 〇〇〇〇年 〇月 〇日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 岡山株式会社大供営業所 住所 岡山市北区××××
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間(固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計時間 ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☐ ☐ 月間 160 時間 0 分(うち休憩時間 1200 分) 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 8 時 00 分 ~ 16 時 00 分(うち休憩時間 60 分) 時 分(うち休憩時間 分) 時 分(うち休憩時間 分)
6	就労時間(変則就労の場合)	合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 分(うち休憩時間 分) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間等・シフト時間等 時 分 ~ 時 分(うち休憩時間 分)
7	就労実績	※日数に有給休暇を含む・時間数に休憩・残業時間を含む 年月 年 日 年 日 年 日 年 月 時間/月 日/月 時 育児休業取得中の場合は、育児休業取得(見込)期間を記入してもらってください。
8	産前・産後休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得	☐ 取得予定 ☒ 取得中 ☐ 取得済み 期間 〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 ~ 〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ※取得予定を含む 主な就労時間等・シフト時間等 時 分 ~ 時 分(うち休憩時間 分)
13	保育主等としての勤務実績の有無	☐ 有 ☐ 有() 記入不要
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定)
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定)
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 岡山 桃太郎 生年月日 (平・令 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生) 施設名(または児童クラブ名) 大供児童クラブ 児童名 岡山 桃二郎 生年月日 (平・令 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生) 施設名(または児童クラブ名) 大供児童クラブ 児童名 生年月日 施設名(または児童クラブ名) (平・令 年 月 日生) 施設名(または児童クラブ名)

※自営業又は農業の方は、帳簿、領収書、納品書、請求書、作付面積のわかる資料(農業)など自営業が確認できる書類の写しをA4コピーで2点以上(概ね6か月以内)添付してください。

岡山市立放課後児童クラブ入所事由証明書

【この用紙は保護者1人につき1枚使用してください】

1 就学、就学予定の人

この証明書欄は保護者の方が就学、就学予定であるときに使用します。記入してください。

↓いずれか該当する□にチェックし、下の各項目をすべて記入してください。
 下記のとおり ☒ 就学 ☐ 就学を予定 していることを申告します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 申告者氏名 岡山 桃子 (母)

学校名	<u>岡山桃太郎大学</u>	就学場所	自宅内・自宅外 (<u>岡山市○区○○</u>)
就学 (予定) 日	令和 5 年 4 月 1 日	就学時間・日数	※調整上必要です。必ず記入してください。 午前・後 8 時 0 分 から 午前・後 8 時 0 分 まで 1日あたり平均就学時間 (<u>8</u>) 時間 …① 1週間あたり平均就学日数 (<u>5</u>) 日 × 4 週 = (<u>20</u>) 日 …② 1か月あたり平均就学時間【①×②】 (<u>160</u>) 時間 ※平均就学時間の端数(分)は数値をご記入ください。
(卒業予定)	(令和 9 年 3 月卒業予定)		
育休に係る休学 (予定) 期間	※該当の場合のみ		
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			

◎本書に加えて、それぞれ次の書類の添付が必要です。
☐ 就学予定の方 …… 合格通知書及び時間割など具体的な就学時間が記載された書類の写し
☐ 就学の方 …… 在学証明書及び時間割など具体的な就学時間が記載された書類の写し

※ 修正液、修正テープ、申告者以外による訂正、鉛筆及び消えるボールペンによる記入は無効です。

※ 日付の記入のないもの及び、『就学時間・日数』欄をすべて記入していないものは無効です。

2 出産、病気、障害、介護（看護）の人

※必要添付書類にも児童名等をご記入ください。
該当する□にチェックをしてください。

下記の事項について事実と相違ないことを申告します。
 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 申告者氏名 岡山 桃子 児童との続柄 (母)

出産する人、病気、障害の人、介護(看護)を受ける人 氏名 <u>岡山 一郎</u> 児童との続柄 (<u>祖父</u>)	▽必要添付書類
▽いずれか該当する□にチェックし、右欄をすべて記入してください。	
☐ 出産 出産予定日 令和 年 月 日	親子手帳(母子健康手帳)の写し(保護者の名前と出産予定日が分かるページ)を添付してください。
☐ 病気 病名等 入院 (予定) の期間 年 月 日 ~ 通院 頻度 通院 回/週	疾病負傷証明書を添付してください。(岡山市所定の様式に医師の証明を受けてください。)
☐ 障害 手帳の種類等 身体障害者手帳(精神障害者保健福祉手帳 A 療育手帳 A 介護保険証 要支援 1 介護 1・2・3・4・5)	障害者手帳等の写しを添付してください。
☒ 介護・看護 介護・看護の状況 ※調整上必要です。必ず記入してください。 午前・後 8 時 0 分 から 午前・後 8 時 0 分 まで 1日あたり平均介護・看護時間 (<u>6</u>) 時間 …① ※就労に準じて、休憩時間は除いてください。 1週間あたり平均介護・看護時間 (<u>7</u>) 日 × 4 週 = (<u>28</u>) 日 …② 1か月あたり平均介護・看護時間【①×②】 (<u>168</u>) 時間	民生委員の確認書又は介護や看護が必要な状況が分かるもの(介護保険証、障害者手帳、医師の診断書等の写し)を添付してください。

※ 修正液、修正テープ、申告者以外による訂正は無効です。

※ 日付の記入のないもの及び、介護・看護

必ずクラブ名、児童名、生年月日を記入してください。
※兄弟姉妹が利用申請する場合、利用を希望する児童全員の氏名等を記入してください。

児童氏名等記入欄

クラブ名	大供	小学校(学園)児童クラブ	児童名	岡山 桃太郎	(平) 令 27 年 4 月 10 日生)
				岡山 桃二郎	(平) 令 元 年 5 月 10 日生)
					(平) 令 年 月 日生)

※ この書類を提出する際には、クラブ名、児童名、生年月日を必ず記入してください。

岡山市立放課後児童クラブ入所事由証明書

【この用紙は保護者1人につき1枚使用してください】

1 就学、就学予定の人

※添付書類にも児童名等をご記入ください。

↓いずれか該当する口にチェックし、下の各項目をすべて記入してください。

下記のとおり ☒ 就学 ☐ 就学を予定 していることを申告します。

令和 〇 年 〇 月 〇 日 申告者氏名 岡山 桃子 母

就学の方は、通学先の住所を記入してください。

学校名 岡山桃太郎大学 就学場所 自宅内・自宅外 (岡山市〇区〇〇)

就学の方は、入学年月及び、卒業年月を記入してください。

就学 (予定) 日 令和 5 年 4 月 1 日 就学時間・日数 ※調整上必要ですの項、必ず記入してください。

(卒業予定) (令和 9 年 3 月卒業予定)

育休に係る休学 (予定) 期間 ※該当の場合のみ

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

1 日あたり平均就学時間 (8) 時間 ...①

1 週間あたり平均就学日数 (5) 日 × 4 週 = (20) 日 ...②

1 か月あたり平均就学時間【①×②】 (160) 時間

※平均就学時間の端数 (分) は数値をご記入ください。

1 か月を4週として、1 か月あたり平均就学日数を記入してください。

◎本書に加えて、それぞれ次の書類の添付が必要です。

○ 就学予定の方 ... 合格通知書及び時間割など具体的な就学時間が記載された書類の写し

○ 就学の方 ... 在学証明書及び時間割など具体的な就学時間が記載された書類の写し

※ 修正液、修正テープ、申告者以外による訂正、鉛筆及び消えるボールペンによる記入は無効です。

※ 日付の記入のないもの及び、『就学時間・日数』欄をすべて記入していないものは無効です。

2 出産、病気、障害、介護 (看護) の人

※必要添付書類にも児童名等をご記入ください。

該当する口にチェックをしてください。

下記の事項について事実と相違ないことを申告します。

令和 〇 年 〇 月 〇 日 申告者氏名 岡山 桃子 児童との続柄 (母)

出産する人、病気、障害の人、介護 (看護) を受ける人

氏名 岡山 桃子 児童との続柄 (母)

▽必要添付書類

▽いずれか該当する口にチェックし、右欄をすべて記入してください。

☐ 出産 出産予定日 令和 年 月 日

親子手帳 (母子健康手帳) の写し (保護者の名前と出産予定日が分かるページ) を添付してください。

☒ 病気 病名等 〇〇症 通院頻度 通院 4 回/週

疾病負傷証明書を添付してください。(岡山市所定の様式に医師の証明を受けてください。)

入院 (予定) の期間 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

☐ 障害 手帳の種別等 身体障害者手帳 () 級 精神障害者保健福祉手帳 () 級 療育手帳 A ・ B 介護保険証 要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5

障害者手帳等の写しを添付してください。

☐ 介護・看護 介護・看護の状況 ※調整上必要ですので、必ず記入してください。

午前・後 時 分 から 午前・後 時 分 まで

1 日あたり平均介護・看護時間 () 時間 ...① ※就労に準じて、休憩時間は除いてください。

1 週間あたり平均介護・看護時間 () 日 × 4 週 = () 日 ...②

1 か月あたり平均介護・看護時間【①×②】 () 時間

民生委員の確認書又は介護や看護が必要な状況が分かるもの (介護保険証、障害者手帳、医師の診断書等の写し) を添付してください。

※ 修正液、修正テープ、申告者以外による訂正は無効です。

※ 日付の記入のないもの及び、介護・看護

必ずクラブ名、児童名、生年月日を記入してください。

※兄弟姉妹が利用申請する場合、利用を希望する児童全員の氏名等を記入してください。

児童氏名等記入欄

クラブ名 大供 小学校 (学園) 児童クラブ 児童名 岡山 桃太郎 (平・令 27 年 4 月 10 日生)

岡山 桃二郎 (平・令 元 年 5 月 10 日生)

(平・令 年 月 日生)

※ この書類を提出する際には、クラブ名、児童名、生年月日を必ず記入してください。

岡山市立放課後児童クラブ 疾病負傷証明書

医 師 証 明 欄	患者氏名		岡山 桃子 (昭和 ** 年 ** 月 ** 日生)		傷病名		〇〇症	
	診療 見込 期間	入院 外	開始	** 年 ** 月 ** 日から	入院	期 間 (予定) 年 月 日	か月間	週間
			終了予定	令和 ** 年 ** 月 ** 日まで			年	月
	症 状	該当するものを選んでどれか一つを○で囲んでください。 1 1か月以上の入院もしくは入院見込み、常時寝床を要するもの 2 1か月以上の安静を要するもの、又は日常生活に支障があり、家庭での児童の育成が困難であると見込まれるもの 3 1か月以上、週3日程度の通院加療等が必要であり、家庭での児童の育成に支障があると見込まれるもの 4 疾病・負傷による日常生活への影響は軽微で、家庭での児童の育成は可能であると見込まれるもの () 医療機関で証明を受けて、児童クラブ入所事由証明書に添付してください。						
上記のとおり認めます。 令和 ** 年 ** 月 ** 日 所 在 地 岡山市北区 × × × Tel (*** - ****) 医 療 機 関 名 〇〇〇クリニック 担 当 医 師 〇〇 〇〇 (署名または記名押印) ※この証明書は証明年月日の記入がない場合及び、医師の署名または記名押印がない場合は無効です。								

※ 医療機関の方へ

この証明書は岡山市立放課後児童クラブへの入所の審査に直接関係するものです。漏れなくご記入いただきますようお願いいたします。

クラブ名	大供	小学校(学園) 児童クラブ	児童名	岡山 桃太郎	(平・令 27 年 4 月 10 日生)
				岡山 桃二郎	(平・令 元 年 5 月 10 日生)
					(平成 年 月 日生)

※ この書類を提出する際には、クラブ名、児童氏名、生年月日を必ず記入してください。

必ずクラブ名、児童名、生年月日を記入してください。
※兄弟姉妹が利用申請する場合、利用を希望する児童全員の氏名等を記入してください。

(注意事項)

- この用紙は、疾病等のため入所が必要であることを理由に、入所を申請される際に、その証明として添付していただくためのものです。
- 医療機関の証明の内容によっては、入所の要件に該当しないことがあります。(証明欄の「症状」4の場合は非該当)
- 証明を取得する際に医療機関で料金が必要な場合は、個人の負担となります。

申 立 書

【この用紙は保護者 1 人につき 1 枚使用してください】

求職中での申請の場合、ハローワークの
受付票等の写しの提出も必要です。

クラブ入所に関し必要な事項を下記に申し立てます。

令和 ** 年 ** 月 ** 日 ※ 日付の記入のないものは無効です。

児童との続柄

申 立 者 氏 名 岡山 桃子 (母)

入所を必要とする理由等

求職中又は保護者不存在での申請の際には、この申立書に家庭で児童の育成できない理由等を記入してください。

《例文》

- ・ 求職中のため、日中家庭での児童の育成ができません。
- ・ ○月○日に(株)×××を自己都合により退職し、現在は求職活動中です。

《例文》

- ・ 相手方と別居しているため、相手方の入所を希望する理由を証明する書類等が提出できません。

必ずクラブ名、児童名、生年月日を記入してください。
※兄弟姉妹が利用申請する場合、利用を希望する児童全員の氏名等を記入してください。

クラブ名	大供	小学校(学園) 児童クラブ	児童名	岡山 桃太郎	(平) 令 27 年 4 月 10 日生)
				岡山 桃二郎	(平・令) 元 年 5 月 10 日生)
					(平・令 年 月 日生)

※ この書類を提出する際には、クラブ名、児童氏名、生年月日を必ず記入してください。

令和8年度岡山市立放課後児童クラブ延長利用申請書

延長利用（午後6時～午後7時）を
希望する方のみ提出してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岡 山 市 長 様

（保護者）〒700-8544

住 所 岡山市北区大供一丁目1番1号 〇〇アパート101号

氏 名 岡山 太郎

電話番号 090-△△△-××××

以下の児童の延長利用（午後6時～午後7時）を申請します。

フリガナ	オカヤマ モモジロウ	
児 童 の 氏 名	岡山 桃二郎	
児 童 の 生 年 月 日	平成・令和〇〇年〇〇月〇〇日	1 年生
児 童 ク ラ ブ 名	〇 〇 小学校（学園）児童クラブ	
延長利用 (午後6時～午後7時) を希望する期間	通年利用	令和 〇年 4月 1日 ～ 令和 △年 3月末日
	期間限定利用 (複数選択可)	☐ 春休み（4月） ☐ 夏休み（7・8月） ☐ 冬休み（12・1月） ☐ 春休み（3月）

注1 延長利用には利用料金が必要です。延長利用料は以下のとおりです。

（1） 通年利用：月額2,500円

※月の途中からの利用（利用中止）となった場合でも当該月については1か月分の利用料をご負担いただきます。

（2） 期間限定利用 ①春休み（4月）：600円 ②夏休み（7・8月）：3,200円

③冬休み（12・1月）：600円 ④春休み（3月）：600円

※期間の途中からの利用（利用中止）となった場合でも当該期間分の利用料をご負担いただきます。

注2 延長利用期間は、通年利用の場合は申請をした年度、期間限定利用の場合は申請をした休業期間となります。

注3 延長利用を中止する場合は、「岡山市放課後児童クラブ延長利用中止届」を延長利用を中止する月の前月末日までに各児童クラブまたは岡山市ふれあい公社へ提出してください。

希望する期間全てに
チェックしてください。

よくあるお問い合わせ

No.	項 目	質 問	回 答
1	入所申請	夏休みだけ利用することは可能か。	可能です。春休み(4月)・夏休み・冬休み・春休み(3月)の長期休業期間のみ利用される場合(期間限定利用)で、クラブに空きがある場合は、二次募集又は随時募集で申請してください。なお、通年利用との重複申請はできません。通年利用を申請中の場合は、通年利用の申請を取り下げてから期間限定利用を申請する必要があります。 (P4、10をご覧ください。)
2	入所申請	同時に複数の市立児童クラブに申請することは可能か。	できません。いずれか1つの児童クラブを選んで申請してください。なお、市立以外の児童クラブへ同時に申請することは可能です。
3	入所申請	兄弟で申請した場合に、どちらかが入れない場合もあるのか。	優先順位を決定する加算点が、低学年の方が高いため、定員を超えた申請があった場合には、下の子(弟)のみが入所可能となる場合があります。 (P19をご覧ください。)
4	入所申請	現時点でどのくらい申請があったか教えてほしい。	申請期間中は、申請状況をお伝えできません。入所決定後に、空き状況を岡山市のホームページに掲載します。
5	入所申請	結果はいつ分かるか。	一次募集は令和8年1月末に、二次募集は令和8年3月上旬に、許可不許可にかかわらず郵送で結果を通知します。随時募集の場合は、申請の翌月中旬に通知します。 (P9をご覧ください。)
6	入所申請	利用を希望するクラブに現時点で空きがないが、空き状況はいつ更新されるか。	一次募集の入所決定後の空き状況は、令和8年2月2日に更新予定です。二次募集以降は、毎月10日頃に更新します。
7	入所申請	入所不許可(保留)の通知が届いたが、定員に空きが出た際に再度申請が必要か。	入所保留の方については、利用可能となり次第、随時入所決定し、通知を送付しますので、改めて申請していただく必要はありません。ただし、定期的な、利用の希望を継続されるかどうかの意思確認をさせていただく予定です。
8	入所申請	児童クラブの利用が必要なくなったが、どうすればよいか。	児童クラブの利用が必要なくなった場合は、「岡山市立放課後児童クラブ入所申請取下・利用辞退・退所届出書」を児童クラブ又は岡山市ふれあい公社へ提出してください。 (P15をご覧ください。)
9	入所要件	現在育児休業中だが、申請可能か(通年利用)。	育児休業中の場合、復帰予定月の前月から利用が可能です。令和8年5月までに復帰予定の場合は、一次募集から申請が可能です(通年利用の場合)。令和8年6月以降に復帰予定で、クラブに空きがある場合は、二次募集又は随時募集で申請してください。 (P10をご覧ください。)
10	入所要件	私立(国立)の小学校に在学しているが、入所できるか。	岡山市に住所を有する場合は、入所できます。ただし、一次募集では申請できません。私立(国立)の小学校に在学している場合など、入所を希望する児童クラブの小学校以外に在学中(入学予定)で、クラブに空きがある場合は、二次募集又は随時募集で申請してください。
11	申請書類	同居の祖父母の勤務証明等は必要か。	必要ありません。
12	申請書類	ひとり親世帯で、児童扶養手当の証書が更新中であり、新しい証書がまだ届いていないが、どうしたらよいか。	更新前の直近のもの、または更新手続き中とわかる書類の写しを提出し、更新後に再度提出してください。

No.	項 目	質 問	回 答
13	申請書類	就労証明書、入所事由証明書について、いつ時点の証明をしてもらえばよいか。	入所日時点の状況を証明してもらってください。(申請日時点ではありません。)
14	申請書類	就労証明書について、シフト制で早番と遅番があるが、どのように記入してもらえばよいか。	主な勤務時間を記入の上、備考欄に詳細を記入してもらってください。
15	申請書類	就労証明書について、季節によって勤務時間が異なるが、どのように記入してもらえばよいか。	主な勤務時間を記入の上、備考欄に詳細を記入してもらってください。
16	申請書類	減免の対象世帯に該当するが、入所申請時に提出が必要な書類はあるか。	減免については、入所決定後に手続きが必要であり、申請時には必要ありません(兄弟姉妹減免については入所申請書に記入していただきます)。
17	申請書類	児童が障害を有する場合の証明書類について、古い日付のものでもよいか。	原則概ね6か月以内のものとしておりますが、症状等に変わりがない場合は、それ以前の日付のものでもかまいません。 (P14をご覧ください。)
18	利用料	突発的に延長利用が必要になった場合、利用は可能か。	可能です。通年利用の場合、スポット利用料金として1回700円をご負担いただきます。ただし、月4回以上利用すると通年利用の月額延長利用料を超えるため、その際月額料金2,500円を上限に負担いただきます。 (P5、6をご覧ください。)
19	利用料	土曜日を利用するには追加料金が必要か。	必要ありません。
20	変更届	入所要件を就労で申請したが、申請後に退職し、現在は求職中である。届け出は必要か。	必要です。記載事項変更届出書に、申立書及び求職中であることが確認できる書類を添付の上、提出してください。 (P15をご覧ください。)
21	変更届	通年利用で入所決定後、期間限定利用に変更できるか。	できません。退所(利用辞退)した後に、再度申請し、入所許可を受ける必要があります。その場合、申請しても必ず入所できるとは限りません。 (P4をご覧ください。)
22	変更届	期間限定利用で入所決定後、利用する長期休業期間を増やしたり減らしたりできるか。	利用する期間を減らす場合は、記載事項変更届を提出してください。利用する期間を増やすことはできませんので、退所(利用辞退)した後に、再度必要な期間で申請してください。
23	利用方法	新1年生だが、入学式より前から利用可能か。	4月1日から利用可能です。 (P4をご覧ください。)
24	利用方法	降所について、児童に一人で帰らせることは可能か。	原則17時までは一斉降所(児童が自力で降所)で、それ以降は保護者の迎えによることとしています。ただし、地域の事情等もあるため、詳細は各児童クラブへご確認ください。
25	利用方法	欠席する場合は連絡が必要か。	欠席する場合の連絡方法等については、各児童クラブへご確認ください。なお、入院等で長期間欠席する場合は、岡山市へ相談してください。 (P15をご覧ください。)
26	減免	減免の対象世帯に該当するが、前年度に減免が適用されている場合、再度の申請は不要か。	減免は年度ごとに申請が必要です。また、対象世帯に該当していても、申請をしていない場合は適用できません。

令和8年度の放課後児童クラブ(運営委員会・保育所等)

令和7年9月時点

	区	小学校区	クラブ名	住所	電話番号	定員 (人)
運営委員会	北区	三門	若草クラブ	下伊福西町 5 番 37 号	086-256-0003	90
		伊島	タヤケクラブ	伊島町一丁目 6 番 6 号	086-253-8422	78
		津島	みどりクラブ	津島本町 19 番 1 号	086-259-3571	141
		大元	おおもとクラブ	大元上町 9 番 43 号	086-246-0377 090-5828-7883	165
		西	おかやまにしっこクラブ	中仙道一丁目 18 番 20 号	086-245-6003	296
		鹿田	鹿田バンビクラブ	大供表町 16 番 50 号	086-231-6002	176
		岡山中央	中央くすの木クラブ	弓之町 9 番 27 号	086-233-5383	280
		御津南・五城	みつ児童クラブ	御津野々口 1616 番地	御津南: 086-897-7079 五城: 086-959-4049	60
		馬屋下	まやしもポニークラブ	松尾 105 番地 1	086-284-8790	35
		建部	建部はっぱね児童クラブ	建部町富沢 366 番地	080-6322-6105	60
	中区	幡多	幡多クラブ	高屋 254 番地	086-273-2201	150
		宇野	うのクラブ	原尾島一丁目 9 番 1 号	086-201-2229	345
	東区	角山	キラリ角山っ子クラブ	才崎 389 番地	090-6415-7007	26
	南区	芳泉	芳泉クラブ	芳泉三丁目 2 番 3 号	086-265-0931	150
		平福	たけのこクラブ	平福一丁目 7 番 1 号	086-264-2723	184
		南輝	やまびこクラブ	南輝三丁目 6 番 9 号	086-264-9845	180
		福田	福田にこにこクラブ	古新田 1095 番地	086-282-7080	230
		小串	いるかクラブ	小串 3489 番地	086-269-2244	20
	区	事業所名 (小学校区)	クラブ名	住所	電話番号	定員 (人)
保育所等	北区	認定こども園 白ゆり (中山)	認定こども園白ゆり 放課後児童クラブ	辛川市場 321 番地 1	086-284-4272	40
	中区	高島第一保育園 (高島)	こばとクラブ	中井四丁目 22 番 32 号	090-8065-4455	120
	東区	ちとせ 認定こども園 (可知)	児童クラブ スマイル	益野町 40 番地	086-942-6145	68
	南区	妹尾保育園(妹尾)	妹尾なかよしクラブ	妹尾 1368 番地 1	086-282-1106	40
		ひばり保育園(芳泉)	たんぽぽクラブ	福田 715 番地 3	086-259-1154	26

令和8年度の放課後児童クラブ(届出済民間事業者)

以下の児童クラブは、面積や職員配置など、岡山市の基準をクリアして民間事業者が運営しているクラブです。クラブによって様々な特色がありますので、ご利用を希望される場合は各クラブに直接お問い合わせください。

【北区】

学区	クラブ名	住所・電話番号	定員 (人)	主な受入時間			他学区利用		送迎用 駐車場
				通常日	土曜	日曜 祝日	受入	バス等による送迎	
伊島	ぼすともいとクラブ・伊島	伊島町一丁目1番22号 086-250-9810	35	午後7時まで	○	応相談	応相談	-	○
	朝日こどもクラブ (伊島本校)	伊福町四丁目4番3号 086-259-3015	90	午後8時まで	○	×	石井 (他応相談)	-	○
大元	A.M.I 学童保育センター (第一大元ホーム)	大元上町13番21号 086-250-0201	124	午後8時まで	○	×	受入可	-	○
	A.M.I 学童保育センター (第二大元ホーム)	今二丁目2番16号 086-250-0201	55	午後8時まで	○	×	受入可	-	○
	ぼすともいとクラブ・大元	今二丁目7番1号 KUⅡビル1階 086-259-0392	73	午後7時まで	○	応相談	応相談	-	○
鹿田	ぼすともいとクラブ・鹿田	大供二丁目11番18号 アーバンハウス大供 103・105・106 086-206-3540	71	午後7時まで	○	応相談	応相談	-	○
庄内	ひなたキッズスクール	高松原古才25番地6 086-236-7157	45	午後7時まで	○	×	受入可	-	○
津島	朝日こどもクラブ (津島校)	津島西坂二丁目11番12号 村上アパート1階 080-8248-3538	50	午後8時まで	○	×	-	-	○
西	A.M.I 学童保育センター (西ホーム)	中仙道一丁目10番11号 086-250-0201	53	午後8時まで	○	×	受入可	-	○
	わくわく学童保育	問屋町23番地101 086-241-1631	80	午後8時まで	○	×	応相談	-	○
御南	リピート学童保育	今保237番地11 080-6956-9913	32	午後7時まで	○	×	福田 (他応相談)	福田	○

【北区】

学区	クラブ名	住所・電話番号	定員 (人)	利用できる受入時間・曜日			他学区利用		送迎用 駐車場
				通常日	土曜	日曜 祝日	受入	バス等による送迎	
横井	朝日こどもクラブ (横井校)	横井上 335 番地 9 080-8247-5741	60	午後 8 時 まで	○	×	-	-	○
陵南	アフタースクール 子どもの家	白石西新町 9 番地 103 クリエイト 21 105 号 050-3704-4019	28	午後 7 時 まで	○	×	受入可	吉備・鯉山 中山・大野	○
	聖さくら子どもクラブ れいんぼー	花尻ききょう町 6 番地 100 086-250-8772	30	午後 6 時 まで	○	×	応相談	吉備・大野・ 中山 他	○

【中区】

学区	クラブ名	住所・電話番号	定員 (人)	利用できる受入時間・曜日			他学区利用		送迎用 駐車場
				通常日	土曜	日曜 祝日	受入	バス等による送迎	
操明	ひだまりクラブ	桑野 510 番地 2 086-239-5288	34	午後 7 時 まで	○	×	応相談	-	○
幡多	学童保育所 フрендシップ	高屋 527 番地 086-806-5954	120	午後 7 時 まで	○	×	応相談	-	○
平井	ぽすとめいとクラブ・ 平井	平井四丁目 6 番 44 号 リカーランド 7 号 2 階 086-230-0271	33	午後 7 時 まで	○	応相談	応相談	-	○

【南区】

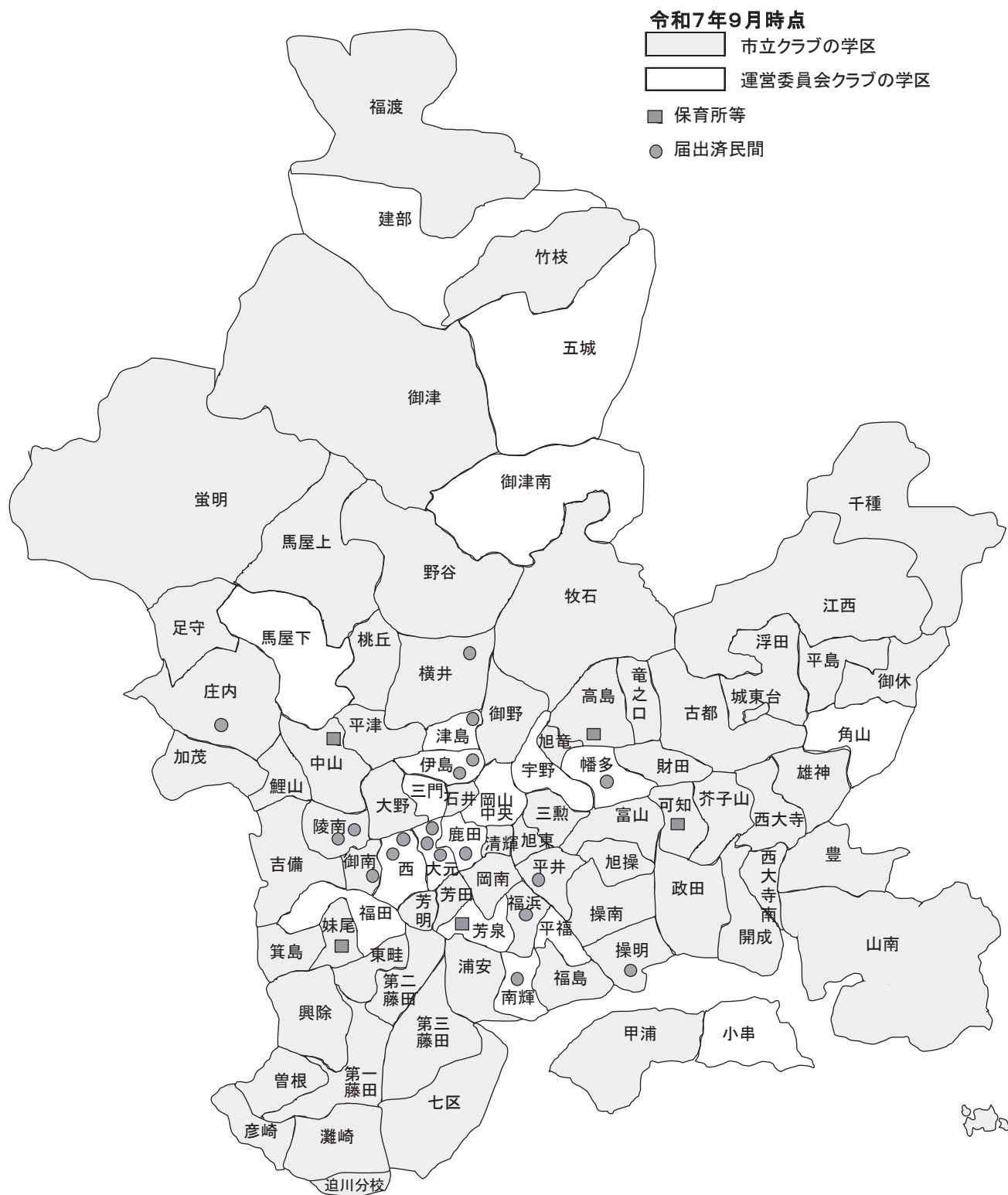
学区	クラブ名	住所・電話番号	定員 (人)	利用できる受入時間・曜日			他学区利用		送迎用 駐車場
				通常日	土曜	日曜 祝日	受入	バス等による送迎	
南輝	南輝 子どもステーション	南輝二丁目 26 番 40 号 086-265-3352	15	午後 6 時 30 分まで	○	×	浦安 (他応相談)	-	○
福浜	白鳩子どもクラブ	南区福富中二丁目 8 番 43 号 086-250-2934	20	午後 7 時 まで	○	×	浦安、芳泉 (他応相談)	浦安 芳泉	○

※クラブによっては土曜・日曜・祝日の利用について事前申込や予約が必要な場合がございます。
 ※令和7年8月時点の情報を掲載しています。最新の情報については、岡山市ホームページをご覧ください。
 ※市立クラブ以外のクラブの連絡先等は、岡山市ホームページにも掲載しています。

URL: <https://www.city.okayama.jp/shisei/0000012514.html>



令和8年度の放課後児童クラブ MAP



<このガイドに関するお問い合わせ先>

○岡山市岡山っ子育成局子育て支援部 地域子育て支援課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号（岡山市役所本庁舎9階）

TEL 086-803-1589 FAX 086-803-1718

E-mail jidouk@city.okayama.jp

問い合わせ時間：月～金（祝日、休日を除く）午前8時30分～午後5時15分

※岡山市役所本庁舎および北区役所は令和8年度中に新庁舎へ移転予定です。

移転時期や移転後の場所など、詳細については岡山市ホームページでご確認ください。

岡山市地域子育て支援課ホームページ

<https://www.city.okayama.jp/shisei/0000025613.html>



<入所申請に関するお問い合わせ先>

○公益財団法人岡山市ふれあい公社 子ども支援部 子ども支援課

〒702-8002 岡山市中区桑野715番地2（岡山ふれあいセンター1階）

TEL 086-274-5161 FAX 086-274-5162

E-mail j_kodomo@mx.okayama-fureai.or.jp

問い合わせ時間：月～金（祝日、休日を除く）午前8時30分～午後5時15分

岡山市ふれあい公社子ども支援課（岡山市立放課後児童クラブ）
ホームページ

<https://www.okayama-fureai.or.jp/houkago/>



○岡山市立放課後児童クラブ入所申請受付窓口 ※各募集期間中のお問い合わせ専用

〒700-0901 岡山市北区本町6番36号 第一セントラルビル4階

株式会社キャリアプランニング内

期間ごとに電話番号が異なりますので、ご注意ください。

一次募集期間 TEL：086-899-8065 （令和7年10月20日～11月19日）

二次募集期間 TEL：086-235-9828 （令和8年2月2日～2月20日）

随時募集期間 TEL：086-235-9828 （利用ガイドP11参照）

（令和8年度申請事務受託事業者 株式会社キャリアプランニング）

問い合わせ時間：月～金（祝日、休日を除く）午前8時30分～午後5時15分